

○熊本県健康増進法施行細則

(平成 15 年 8 月 11 日規則第 42 号)

改正 平成 22 年 6 月 29 日規則第 45 号 平成 27 年 9 月 15 日規則第 37 号
令和 2 年 12 月 22 日規則第 56 号

熊本県健康増進法施行細則をここに公布する。

熊本県健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類提出の手続)

第 2 条 法又はこの細則により厚生労働大臣又は知事に提出する書類は、施設又は営業所の所在地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

(給食開始の届出等)

第 3 条 法第 20 条第 1 項の規定による届出は、特定給食開始届(別記第 1 号様式)により行うものとする。

2 法第 20 条第 2 項の規定による届出は、同条第 1 項の厚生労働省令で定める事項の変更にあつては特定給食変更届(別記第 2 号様式)、事業の休止又は廃止にあつては特定給食休止(廃止)届(別記第 3 号様式)により行うものとする。

(指定の通知等)

第 4 条 法第 21 条第 1 項の規定による指定は、指定通知書(別記第 4 号様式)により行うものとする。

2 知事は、法第 21 条第 1 項の規定により指定した施設が健康増進法施行規則(平成 15 年厚生労働省令第 86 号)第 7 条第 1 号又は第 2 号に該当しなくなった場合は、指定取消通知書(別記第 5 号様式)により当該指定を取り消すものとする。

(栄養管理状況報告書)

第 5 条 法第 20 条第 1 項の特定給食施設の設置者は、毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間に実施したその業務について栄養管理状況報告書(別記第 6 号様式)を作成し、当該期間の経過後 15 日以内に知事に提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 栄養改善法施行細則(昭和 30 年熊本県規則第 16 号)は、廃止する。

附 則(平成 22 年 6 月 29 日規則第 45 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の熊本県健康増進法施行細則(以下この項において「新規則」という。)第5条の規定は、この規則の施行の日以後の特定給食施設の設置者が実施する業務(以下この項及び次項において「業務」という。)についての栄養管理状況の報告について適用する。この場合において、施行の日から平成23年3月31日までの間の業務についての栄養管理状況の報告に係る新規則第5条の規定の適用については、同条中「毎年4月1日からその翌年の3月31日」とあるのは「熊本県健康増進法施行細則の一部を改正する規則(平成22年熊本県規則第45号)の施行の日から平成23年3月31日」とする。
- 3 この規則の施行の日前の業務についての栄養管理状況については、改正前の熊本県健康増進法施行細則第5条の規定にかかわらず、報告することを要しない。

附 則(平成27年9月15日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月22日規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第2号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第3号様式(第3条関係)

[別紙参照]

別記第4号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第5号様式(第4条関係)

[別紙参照]

別記第6号様式(第5条関係)

その1

[別紙参照]

別記第6号様式(第5条関係)

その2

[別紙参照]

別記第6号様式(第5条関係)

その3

[別紙参照]